

第5 川島町立小学校規模適正化計画（案）

川島町教育委員会では、平成28年1月21日に「川島町立小学校規模適正化計画（案）」を策定しました。

I 趣 旨

「川島町立小学校規模適正化基本方針」並びに「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、今後、小学校の規模適正化を進めるための具体的な施策を策定したものである。

II 適正規模の基準

本町における地域の実情を鑑み、適正規模の基準は「1学年単学級であっても学級運営に支障のない程度の児童数（20名程度）が確保できること」とする。

※学校教育法施行規則第41条による

III 学校規模適正化の対象校と推進方策

- ・対象校 三保谷小学校、出丸小学校、ハッ保小学校、小見野小学校
- ・方針方策
 - ・「統合」という方策を探る。
 - ・小中一貫教育を目指して、段階的に2校に統合する。
 - ・統合小学校は既存校を活用する。
 - ・統合単位は「三保谷小学校と出丸小学校」ならびに「ハッ保小学校と小見野小学校」とする。
- ・設置場所 基本方針では、統合小学校の設置場所について、子育て・教育支援の拠点との連携・交流、小中一貫教育の推進を見据え中学校との連携・交流などに配慮して決定するとされていること。また「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、つぎのとおりとする。

統合単位	統合対象校	統合小学校の設置場所	統合小学校の校名
①	三保谷小学校 出丸小学校	現在の三保谷小学校地内 (川島町大字白井沼 945)	(仮称) 三保谷・出丸小学校
②	ハッ保小学校 小見野小学校	現在のハッ保小学校地内 (川島町大字畠中 31)	(仮称) ハッ保・小見野小学校

IV 統合小学校の開校時期

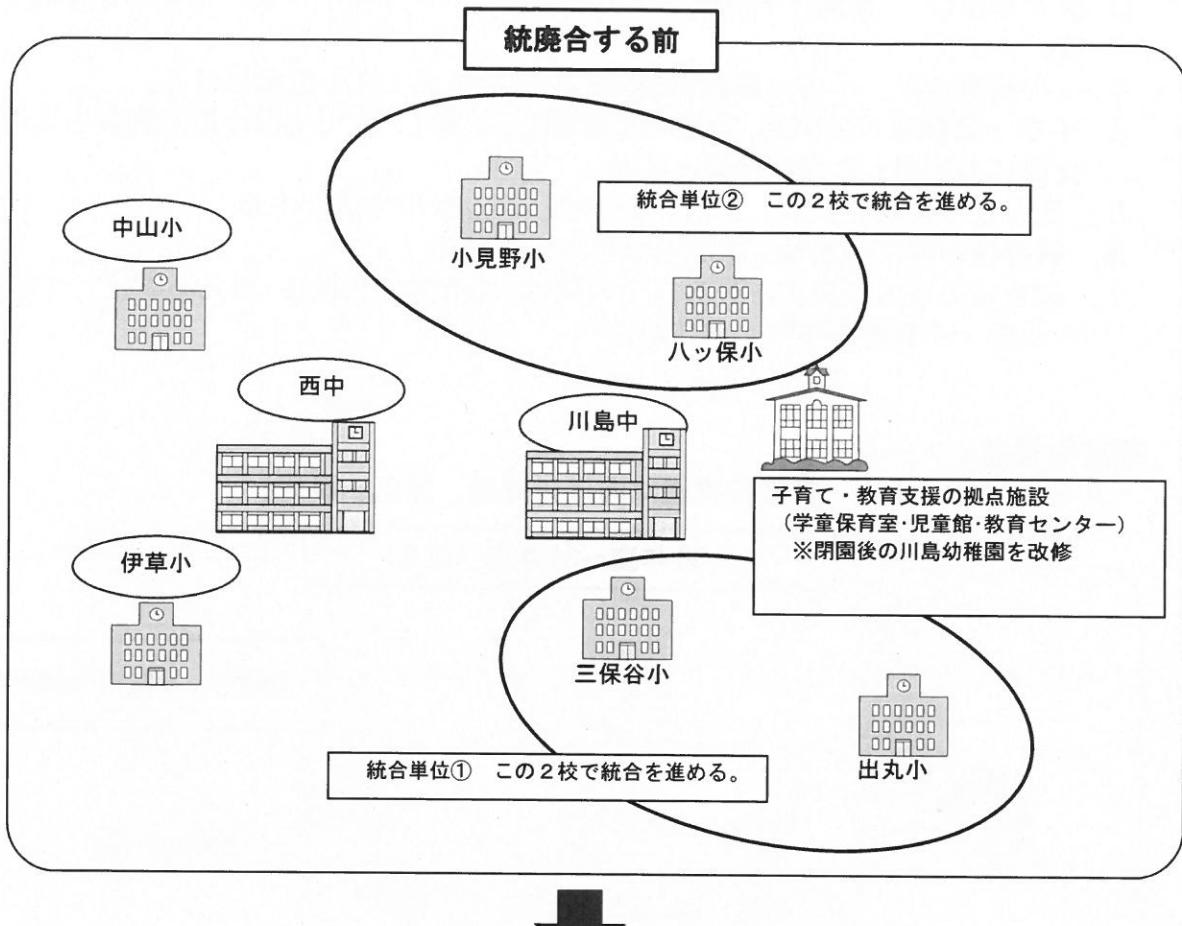
統合小学校の開校時期は、平成30年4月とする。

V 小中一貫教育の推進

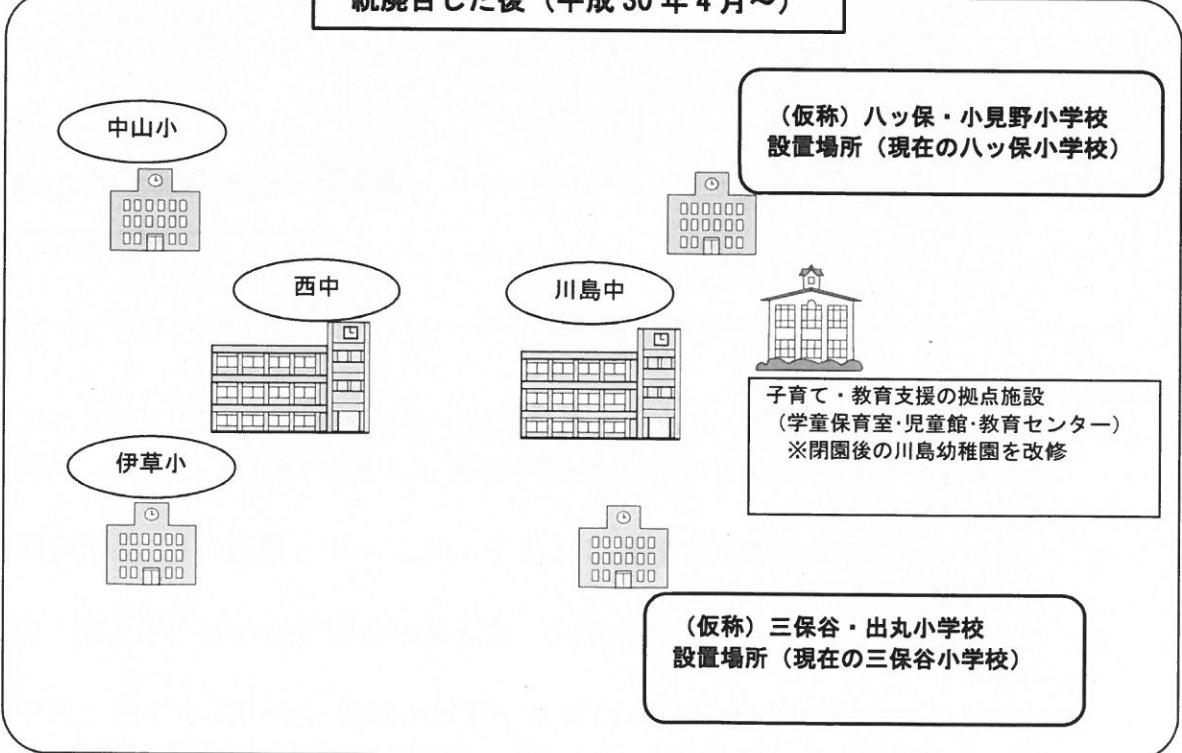
統合後は、小中一貫教育を推進すべく、小学校と中学校との連携、交流、研究を行っていく。さらに将来的には、小中学校の教員が、9年間を見通した中でお互いに協力し合い、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上を図ることを目的として、「小中一貫型小・中学校（仮称）」の開校を目指す。

適正化推進イメージ

ステップ①【小規模小学校の統廃合（統合小学校の開校）】



統廃合した後（平成30年4月～）

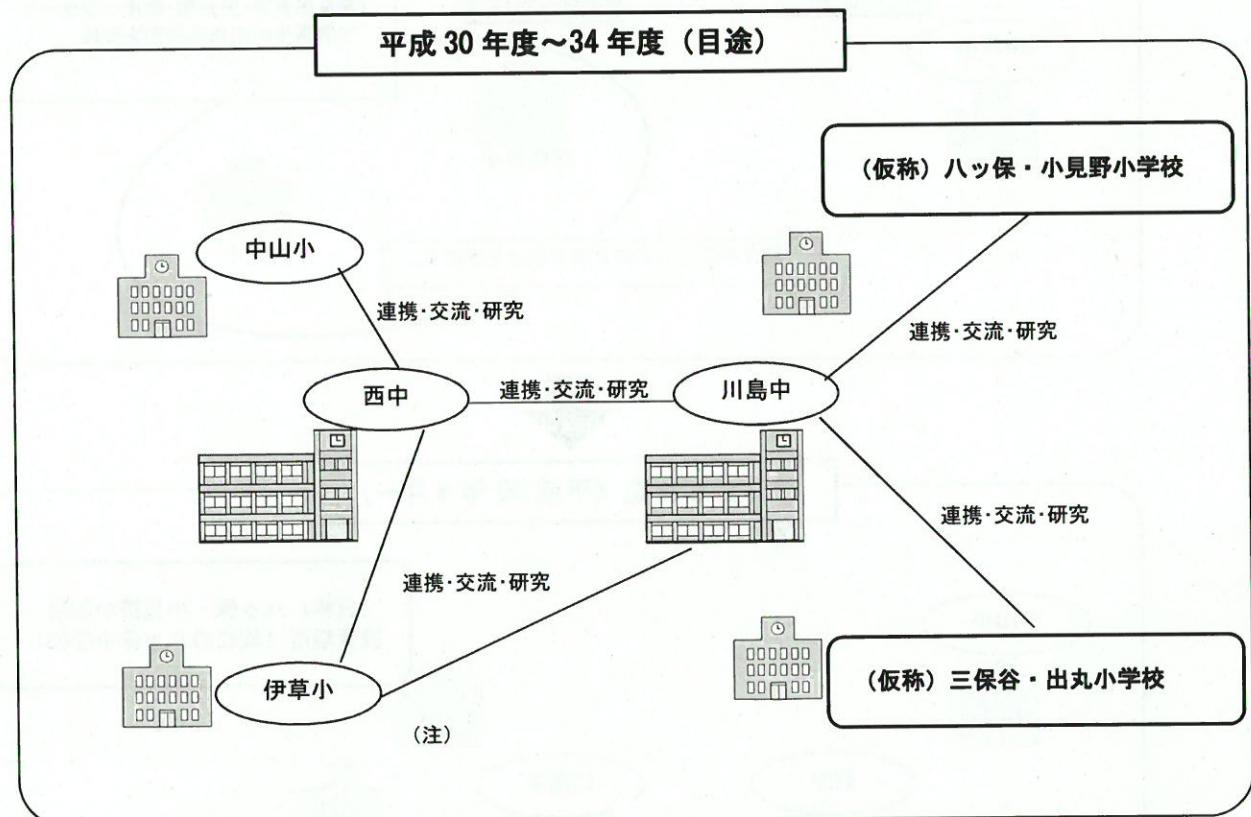


《説明 ステップ①》

1. 段階的に2校ずつで統合を進める。
2. 統合単位は、「三保谷小学校と出丸小学校」、「ハッ保小学校と小見野小学校」とする。
3. この統廃合は、小中一貫教育推進に向けたステップと位置付ける。
4. 小中一貫教育の効率的、効果的な推進や、子育て・教育支援の拠点施設との連携、交流にも配慮した学校配置とする。
5. 統合校の設置位置は、三保谷小学校、ハッ保小学校とする。
6. 統合校の開校時期は、平成30年4月とする。
7. 統合校の校名が決定されるまでの間は、「(仮称)三保谷・出丸小学校」、「(仮称)ハッ保・小見野小学校」とする。

適正化推進イメージ

ステップ②【小中一貫教育推進に向けた連携、交流、研究】



《説明 ステップ②》

1. 小中一貫教育を推進すべく、川島中学校と2校の統合小学校、ならびに西中学校と中山小学校、伊草小学校との間で連携し、児童・生徒、教職員、保護者等の交流を行う。
2. 連携・交流事業の効果等を検証するとともに、小中一貫型小・中学校の開校に向けた検討等を行う。
3. また、川島中学校と西中学校の間で、部活動の合同実施などでも連携、交流を行う。

(注) 現在の中学校の通学区域では、伊草小学校の卒業生が川島中学校と西中学校に分かれて進学していることから、小中一貫型小・中学校の開校に向け、通学区域の見直しを図る。

VI 適正化に伴う教育環境整備

小学校の規模適正化を推進する際には、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、つぎの条件整備を行うものとします。

1 通学路の安全確保について

(1) 通学路の検討、改善等について

学校の統合に伴って、通学路が変更になる場合、安全な通学路を検討し設定する。その際には、児童の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。

(2) スクールバスについて

学校の統合によって、通学区域が広範囲に及び遠距離通学になることは明らかである。

そこで、統合にあたっては、地理的状況等を把握し、スクールバス等を活用して、子どもたちが安心・安全に通学できるよう遠距離通学の支援策を構築するものとする。

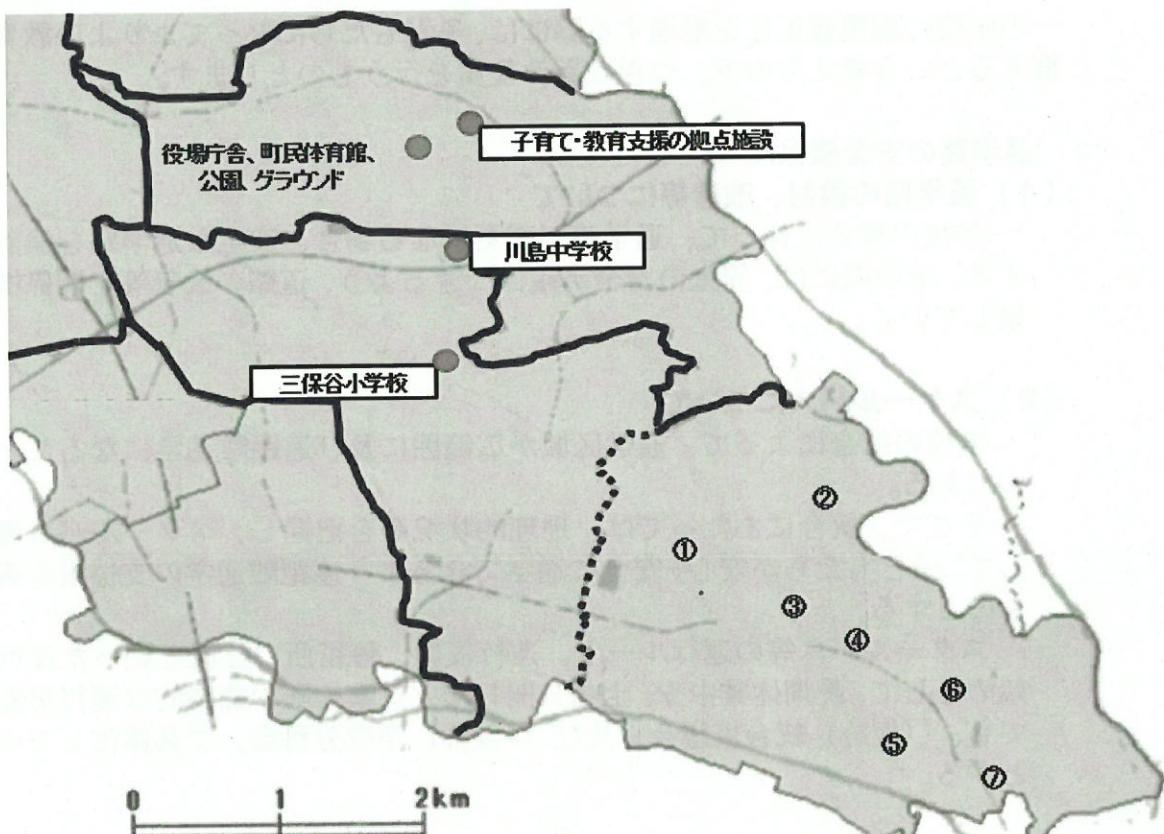
スクールバス等の運行ルート、運行便数、停留所の位置といった運行形態を始めとして、長期休業中や、土曜公開日など行事の際の臨時的な運行形態についても、「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 学校分科会」で具体化していくこととする。

(3) 遠距離通学の距離基準

遠距離通学の距離基準は、文部科学省の基準（※参照）とし、この基準を超える場合に、スクールバス等による通学支援を行うものとするが、小学校低学年など、体力面での配慮や、より安心・安全な通学に配慮する必要がある場合は、弾力的に基準を適用するものとする。

※ 義務教育諸学校等の施設費等の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項
小学校の適正な通学距離は、おおむね4km以内とされる。

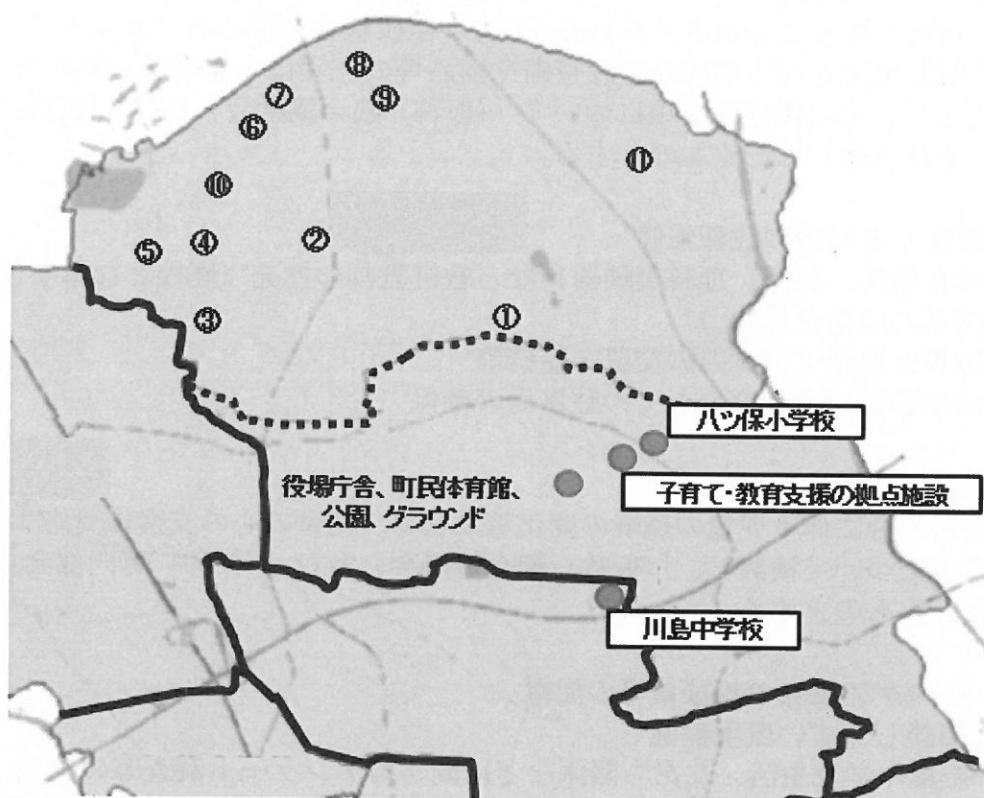
参考) 三保谷小学校から出丸地区内各集会所までの距離



		番号	地区	集会所	距離(km)
三保谷小学校	↔	①	曲師	出丸二区集会所	2.7
		②	出丸下郷	出丸下郷集落センター	2.8
		③	出丸本	出丸本集会所	3.0
		④	上大屋敷	大屋敷集会所	3.5
		⑤	出丸中郷	出丸四区集会所	4.1
		⑥	出丸中郷	関田集落センター	4.4
		⑦	出丸中郷	横塚集会所	5.0

※ 上の図表は、統合小学校となる三保谷小学校からの距離感を表すものであり、必ずしも集会所がスクールバスの停留所となるものではありません。

参考) ハッ保小学校から小見野地区内各集会所までの距離



		番号	地区	集会所	距離(km)
ハッ保小学校		①	鳥羽井	鳥羽井集落センター	1.4
		②	谷中	谷中集会所	2.8
		③	虫塚	虫塚集落センター	3.2
		④	下小見野	上北集落センター	3.8
		⑤	梅ノ木	梅ノ木集会所	3.9
		⑥	下小見野	大辻集落センター	4.0
		⑦	下小見野	中組集会所	4.1
		⑧	下小見野	友二集落センター	4.2
		⑨	下小見野	友一集落センター	4.2
		⑩	上小見野	上南集落センター	4.3
		⑪	芝沼	芝沼集落センター	7.5

※ 上の図表は、統合小学校となる三保谷小学校からの距離感を表すものであり、必ずしも集会所がスクールバスの停留所となるものではありません。

2 学校の施設設備の整備について

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であることから、安全・安心に利用できることが求められる。また、学校統合を進めるにあたっては、統合校の設置場所となる学校の施設整備や備品等の充実にも努める必要がある。

そこで、次に掲げる事項について「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- ① 教室など施設の改善整備
- ② 体育用具、楽器、理科実験器具など教材教具の拡充（廃校となる学校の既存備品の活用を含む。）
- ③ 放課後児童クラブとの交流・連携等
- ④ 授業参観や運動会などの駐車場の確保

3 教員等の配置について

学校の統合に伴う児童の環境の変化等による、児童の心の支援に対応するため、次の事項について検討し、「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- ① 心のケア担当の相談員等の配置
- ② 相談しやすい環境整備
- ③ 授業や学校生活、友だち関係などに関するアンケート調査等の実施

4 学校の統合による跡地・施設利用について

教育委員会としては、統合後の跡地・施設利用案について、未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会や、学校規模適正化に関するアンケート結果等を踏まえ、つぎのとおり提示する。

「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」において、この案を参考として、さらに具体的な活用方法について、地域と検討・協議を進め、協議結果を町長部局へ具申するものとする。

名 称	設置場所	用途（複合）
(仮称) 東部地域 活動センター (地域振興センター)	現出丸小学校地内 (川島町大字上大屋敷 100)	<ul style="list-style-type: none">・地域活動センター・公民館・生涯学習施設・自然・環境体験学習施設 (ピオターペを活用した体験学習など)・児童館・避難所 など
(仮称) 北部地域 活動センター (地域振興センター)	現小見野小学校地内 (川島町大字谷中 99)	<ul style="list-style-type: none">・地域活動センター・公民館・生涯学習施設・地域スポーツセンター (築山などを利用したアスレチックコースなど)・児童館・郷土資料館・避難所 など

5 統合に向けた事前の交流について

統合までの期間中に統合対象校同士の連携を図り、子どもたちの交流の機会を充実させるとともに、P T A等保護者同士の交流も不可欠であることから、次の事項について「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- (1) 統合対象校同士の交流については、平成28年度中にスケジュールを決定し、平成28～29年度にかけて実施するものとする。また、交流事業が円滑に進められるよう各校の連携を図るものとする。
- (2) 交流の内容は、授業や校外学習を中心とした交流活動、宿泊学習、修学旅行、保護者同士の交流等とし、交流が充実するものとなるよう調査・研究を行うものとする。

第6 小学校の統合に向けた具体的な進め方

つぎのようなスケジュール等を設定して、学校規模の適正化を進めます。

1 スケジュールについて

平成27年度

- ・保護者、地域住民に基本方針の説明会の実施
- ・保護者、地域住民に学校規模適正化に関するアンケートの実施
- ・保護者、地域住民に学校規模適正化基本方針（修正案）の説明会の実施

平成28年度

- ・「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」の設置・会議開催
- ・スクールバス運行ルート、停留所の選定等
- ・その他統合に係る意見、要望聴取

平成29年度

- ・「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 学校分科会」の会議開催
- ・スクールバス試験運行
- ・校舎修繕、備品・設備等の移設
- ・閉校及び開校準備

平成30年度（目途）

- ・4月統合校の開校
- ・スクールバス運行開始

区分概要	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
「(仮称) 統合協議会」及び 「(仮称) 学校分科会」の 発足、会議開催		➡						
統合対象校同士の事前交流		➡						
諸準備作業		➡						
児童の心のケア実施			➡					
小中一貫教育推進に向けた 連携・交流・研究				➡				
小中一貫型小・中学校の開校 (目途)							➡	

2 (仮称) 統合協議会の設置について

- (1) 設置年度 平成28年度
- (2) 開催年度 平成28~29年度
- (3) 目的

計画に基づき、小学校の規模適正化の実施に向けた具体的方策について検討・決定する。

(4) 組織

本協議会は、統合に関わる学校関係者、保護者代表、地域住民代表等で組織する。また、具体的な事項について協議し、必要な調査・研究を行うため部会を設ける。

(5) 協議・検討等の内容

校名・校歌・校章等の素案について協議、検討するほか、スクールバス、統合校の修繕、備品・設備の移設、教育課程・学校行事、交流活動、PTA活動などに關し協議し、必要な調査・研究を行う。

主な協議・検討等の内容は、つぎのとおりである。

区分概要	主な協議・検討等
教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">① 教育方針と学校運営方針の調整② 小学校連携・小中連携教育の実施方法③ 優れた教育活動や伝統の継承方法④ 広域化に対する学校運営上の課題の解決
スクールバスの運行	<ul style="list-style-type: none">① 乗降場所の特定② 運営形態、車種の特定③ 水泳授業、補充学習等に伴う臨時運行のための運行基準
通学路の安全対策	<ul style="list-style-type: none">① スクールバスの利用基準の作成② 運行ルートの安全対策③ 町全体の通学路の安全対策
児童の心のケア	<ul style="list-style-type: none">① 相談体制の充実策② 支援に対する教員の意識強化③ ケア担当の相談員等の配置
事前交流の内容	<ul style="list-style-type: none">① 実施内容・時期・回数等② 学校間の連携方法
施設整備	<ul style="list-style-type: none">① 駐車場の整備② 備品等の選定、移設、拡充③ 放課後学童クラブとの交流・連携④ 教室など施設の改善整備
その他の	<ul style="list-style-type: none">① その他、統合を円滑に進めるための対応策